

第2次 佐野市観光立市推進基本計画



佐野ブランドキャラクター
さのまる

平成 27 年 3 月
栃木県 佐野市

目 次

1	計画策定の背景と目的	1
(1)	計画策定の背景と経過	1
(2)	目的	1
2	観光を取り巻く動向	2
(1)	社会情勢の変化	2
(2)	人口の推移	2
(3)	観光形態の変化	3
3	佐野市の観光を取り巻く現状	4
(1)	観光客数の推移	4
(2)	交通アクセス	4
(3)	観光資源	4
①	豊かな自然環境	5
②	歴史・文化・伝統工芸・伝統芸能	5
③	文化・学習施設	6
④	スポーツ	6
⑤	商業・レジャー施設	6
⑥	イベント	6
⑦	特産品・食文化	6
⑧	宿泊施設	7
⑨	道の駅	7
⑩	農村レストラン・農産物直売所など	7
4	観光振興に向けての課題	8
(1)	観光資源の活用、発掘	8
(2)	「おもてなしの心」の醸成	8
(3)	広域連携の推進	8
(4)	多様な情報発信	9
(5)	各種計画との連携	9
5	計画の期間と目標	10
(1)	計画の期間	10
(2)	目標	10
6	施策体系	11
7	基本施策	12
(1)	魅力ある観光地の形成と国際観光の推進	12
①	観光資源の整備	12
②	新たな観光資源の開拓	12
③	交通体系の整備	12
④	国際化への対応	13

(2) 観光の振興にかかわる人材育成とおもてなしの心の醸成……	13
(3) 観光客アップに向けた戦略……	13
①民間事業者との連携強化……	13
②広域観光の環境整備……	13
③効率的・効果的な観光PRの取り組み……	13
(ア) 佐野市のイメージ形成……	14
(イ) 観光客のニーズ調査……	14
(ウ) 情報媒体の活用……	14
(エ) キャンペーンによる情報発信……	15
(オ) 発地情報と着地情報……	15
(a) 発地情報……	15
(b) 着地情報……	15
④新たな誘客への取り組み……	15
(4) 観光産業の振興と地域の活性化……	16
①「佐野ブランド」化の推進……	16
②観光事業者との連携……	16
③様々な環境の整備……	16
(5) 市民・地域との連携強化……	17

【資料編】

計画策定までの経過……	18
佐野市観光立市庁内推進委員会設置要綱……	19
佐野市観光立市推進基本計画策定委員会設置要綱……	21
佐野市観光立市推進基本計画策定委員会委員名簿……	22

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景と経過

わが国においては、平成 18 年の観光立国推進基本法の制定以降、観光立国推進基本計画の策定や観光庁の発足など、「観光立国」の推進に向けた取り組みを推進しています。

一方、栃木県においては、平成 18 年に観光立県とちぎ推進本部が設置され、フィルムコミッション、観光基盤整備など各種事業を推進し、平成 23 年度には新とちぎ観光プランが策定され、さらなる「観光立県」を目指した新たな観光振興施策を展開しています。

本市においては、平成 22 年 3 月に策定された佐野市総合計画中期基本計画に「観光立市」の推進をリーディングプロジェクトとして位置付け、「住んでよし、訪れてよし」の佐野市を構築するため、平成 22 年 10 月に佐野市観光立市推進基本計画を策定し、計画期間である平成 25 年度まで「観光立市」の推進を目指した各種事業を展開してきたところです。

その結果、本市が観光振興に積極的に取り組んでいることが市民を含め内外に発信・アピールすることができたことや、本市において観光振興による地域活性化の枠組みや協働のまちづくり体制が形成されてきたことなどが、目に見える成果として現れてきました。

平成 26 年度からスタートした佐野市総合計画後期基本計画では、「観光立市」の推進に加えて、新たに「スポーツ立市」の推進がリーディングプロジェクトとして位置付けられ、観光とスポーツが相互に連携した地域活性化の実現が期待されています。更に、「佐野市」という都市ブランドを確立するために、本市のブランドキャラクター「さのまる」を先頭に、交流拠点都市の実現に向けた取り組みを推進しています。

(2) 目的

観光立市の目的である「住んでよし、訪れてよし」の佐野市を築くためには、満足度の高い地域づくりを推進し、市民の方が「住んでよかった、これからも住み続けたい」というまちづくり、そして、観光客が「訪れてよかった、住んでみたい」と実感できるまちづくりを推進することです。

そこで、佐野市総合計画後期基本計画に基づいた各種施策を展開することはもとより、観光を取り巻く社会的なニーズの変化や国内外の情勢に対応した「観光立市」の推進を図るため、第 2 次佐野市観光立市推進基本計画を策定します。

2 観光を取り巻く動向

(1) 社会情勢の変化

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、東北地方をはじめ、栃木県内においても、観光産業に大きな影響をもたらしました。自粛の風潮や風評被害などにより訪日観光、国内旅行ともに観光需要が全国的に減少しました。

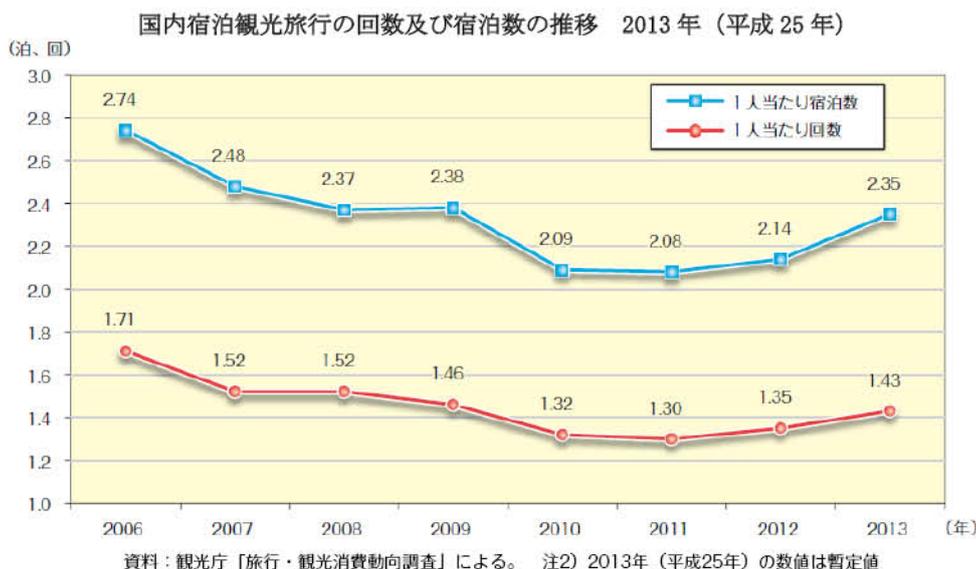
この未曾有の災害からの復興を目指し、統一のキャッチフレーズ「がんばろう日本」を活用した国内旅行振興キャンペーンが行われました。

平成 25 年になり、日本経済は、金融緩和、財政出動、成長戦略の「三本の矢」による「アベノミクス」で株高となり、内閣府「日本経済 2013-2014」によると、景気は緩やかに回復しつつあると判断されています。

観光面においても、日本が世界に誇るべき出来事が多かった年で、6 月には「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」が世界遺産となり、12 月には「和食：日本人の伝統的な食文化」が無形文化遺産になるという輝かしい出来事が続きました。更に、2020 年のオリンピック・パラリンピックが東京において開催されることが決定し、日本中が歓喜に包まれました。

また、訪日外国人旅行者数が 1,036 万人（対前年比 24.0%増）となり、これまで過去最高であった平成 22 年の 861 万人を上回り、初めて 1,000 万人を突破しました。

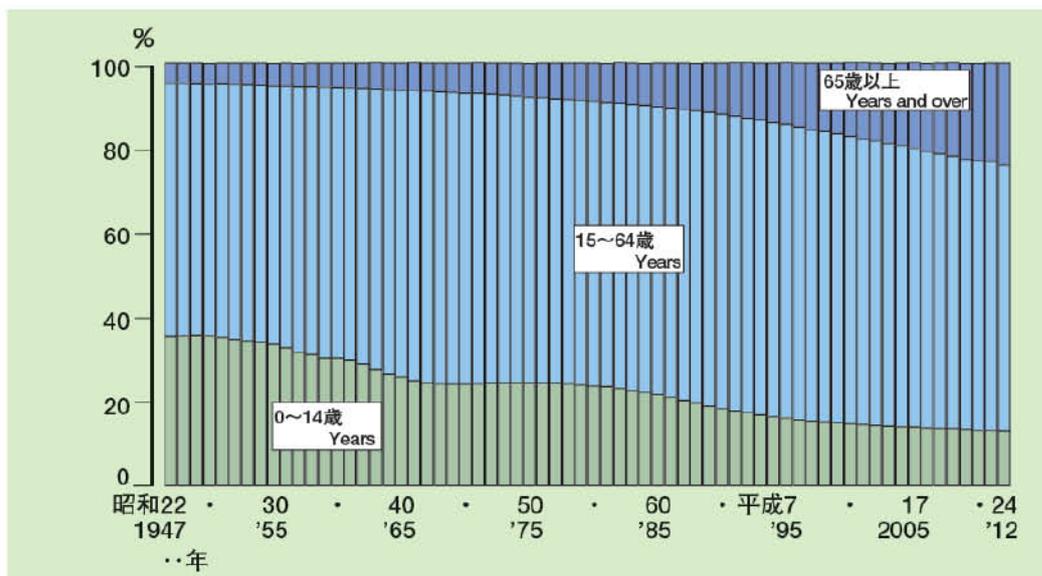
平成 25 年中における国民一人当たりの国内宿泊観光旅行回数は 1.43 回（前年比 5.9%増・暫定値）、国内宿泊観光旅行宿泊数は 2.35 泊（同 9.8%増・暫定値）となり、旅行回数・宿泊数ともに平成 23 年までは減少傾向でしたが以降は増加に転じています。



(2) 人口の推移

日本の総人口は、少子化の進行に伴い、平成 16 年をピークに年々減少しています。また、人口構成については、年少人口（0～14 歳）と老年人口（65 歳以上）の割合が平成 9 年を境に逆転し、年々その差は大きくなっています。

年齢3 区分別人口割合の年次推移 - 昭和22～平成24年 -



資料：総務省統計局「人口推計（平成24年10月1日現在）」（総人口）

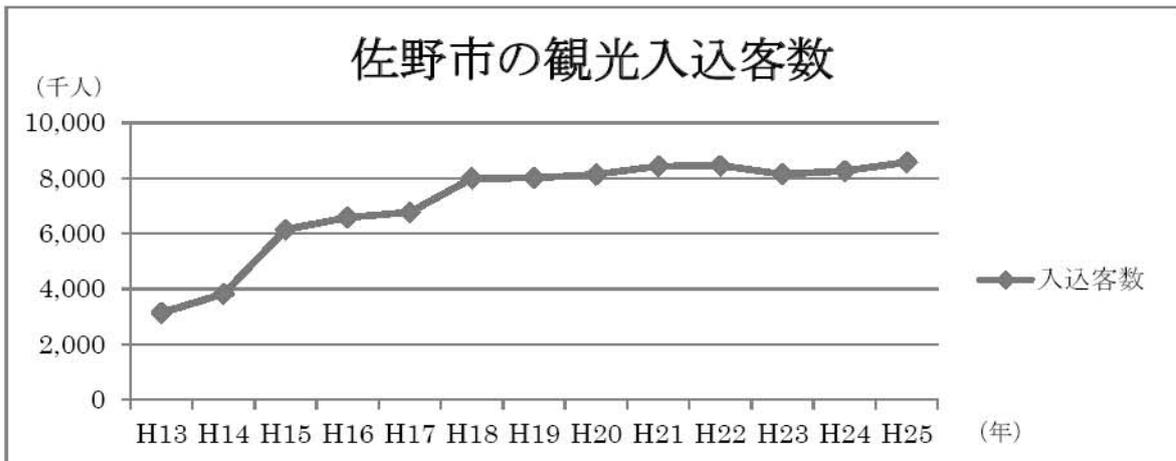
（3）観光形態の変化

少子高齢化社会、環境問題、産業構造の変化といった社会情勢と情報技術の高度化や心の豊かさを求める社会の成熟化など、社会における価値観やライフスタイルが多様化しています。観光の形態も団体型から個人型が主流になってきており、多様な価値観やニーズに対応した着地型観光商品を造成することで地域活性化につなげる取り組みなど、それぞれのニーズに合った観光サービスの提供が求められています。

3 佐野市の観光を取り巻く現状

(1) 観光客数の推移

平成 13 年には年間 314 万人だった観光入込客数が、道の駅どまんなかたぬまや佐野新都市地区の大型商業施設の開業により、平成 22 年には 845 万人まで増加しました。平成 23 年に発生した東日本大震災の影響により、814 万人まで減少になりましたが、平成 24 年には 825 万人まで回復し、平成 25 年には 857 万人と過去最高の入込客数となりました。佐野厄よけ大師や佐野らーめんといった佐野のブランド力が市内のにぎわいを創出しています。



資料：平成 25 年栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査結果による

(2) 交通アクセス

本市は、首都東京から 70km 圏内に位置し、東北自動車道・佐野藤岡インターチェンジに加え、平成 23 年に開設された北関東自動車道の佐野田沼インターチェンジと東北自動車道佐野サービスエリアのスマートインターチェンジを合わせると市内に 3 つのインターチェンジを持ち、その立地条件から道路交通の要衝としての発展が期待されています。

鉄道では、東西に走る JR 両毛線が本市と小山市及び足利市方面とを結び、南北に走る東武鉄道佐野線が、田沼駅、佐野駅を通り、館林市を経て東京へと繋がっています。

また、東北自動車道を利用した高速バスが、東京駅や新宿駅などの首都圏及び羽田空港や成田空港と直接結ばれています。

(3) 観光資源

観光は、政治・経済・社会・文化・スポーツ、その他のあらゆる事象とかわりを持ち、観光行動も移動・宿泊・飲食・買い物・見物・保養など多種多様です。

したがって、観光産業は文化・教育・コンベンション・イベント・エンターテイメント・ファッション・芸術・環境・自然・健康・医療・金融・

情報・不動産・土木建設・造園・園芸・農業・漁業など、業種の垣根を越えた産業であると言えます。

観光の専門家による都市の魅力調査*によると、魅力的な都市の評価では、①街並み、景色がいい、②食べ物、酒がおいしい、③歴史、文化遺産がある、④地域に個性がある、の4項目が他を圧倒しています。{*「都市観光を創る会」(観光関係の有識者、観光事業者、自治体職員ら専門家165名で構成)による都市の魅力調査“2000年”から(有効回答数95件)}

すなわち、都市の魅力は、そこに住まう人々の生活、活動、思いの積み重ねによって創られるものと言えます。

このようなことから、地域の人々の暮らしや文化、人との交流、地域産業の体験などを通じて地域住民と共鳴するすべての行為、空間、雰囲気、施設、環境などが観光資源となりえます。市民生活の上で密接に関係する既存施設でも磨きをかけることにより、観光資源として輝くものが多々あると思われまます。

①豊かな自然環境

本市は、関東平野の北端に位置し、足尾山地の山裾が広がる豊かな自然に恵まれており、未来に残すべき美しい自然景観を有しています。万葉の昔から歌に詠まれる三轟山、美しい自然の造形美と豊かな歴史を楽しめる唐沢山、利根川水系100選に選ばれた旗川源流の落差約45mの三滝、日本名水百選のある出流原弁天池、秋山川、旗川、渡良瀬川といった自然を残している河川などがあり、ハイキングやサイクリング、釣りといった趣味を楽しめる緑豊かな自然環境に恵まれています。

②歴史・文化・伝統工芸・伝統芸能

平成25年12月に、天明鋳物保存会がユネスコ未来遺産に登録されました。また、藤原秀郷ゆかりの唐沢山城跡が、平成26年3月に国指定史跡として指定され、平成26年度は観光事業を推進する上で大きな飛躍の年となりました。

謡曲「鉢の木物語」の佐野源左衛門常世ゆかりの願成寺、田中正造の生家など歴史的に有名な人物にまつわるところが多く存在し、本市の観光立市を推進する上で重要な観光資源と言えます。

このほかにも、節句人形、粘土瓦、飛駒和紙など、匠の手による伝統工芸や栃木県無形民俗文化財の牧歌舞伎、宮比講神楽、市指定民俗文化財の越名舟唄などの伝統芸能が古くから受け継がれています。

また、日光例幣使街道をはじめとした旧街道沿線には、江戸～昭和初期に建てられた民家、商家、酒蔵や見世蔵などの歴史的建造物が数多く存在し、歴史ロマンを感じとることができます。

③文化・学習施設

本市には、郷土博物館、吉澤記念美術館、葛生化石館、葛生伝承館、人間国宝田村耕一陶芸館などの市営の美術館や博物館等の施設、安藤勇寿「少年の日」美術館や佐野東石美術館などの民間の美術館、文化会館、あくどプラザなどの文化施設、運動公園、田沼グリーンスポーツセンターなどのスポーツ施設、自然の中で様々な体験ができる蓬山ログビレッジ、作原野外活動施設、根古屋森林公園、ウッドランド森沢、古代生活体験村、あきやま学寮などの宿泊体験施設や、こどもの国、飛駒和紙会館、あきやま学寮体験館などの学習体験施設があり、文化・学習機会に充実した環境が整っています。

④スポーツ

全国規模の参加者を誇るさのマラソン大会や、昭和26年から続く大澤駅伝競走大会、関東及び県高等学校駅伝競走大会をはじめ、各種スポーツ大会が開催されており、スポーツツーリズムとして観光立市の推進に大いに効果を発揮しています。

また、本市には日本クリケット協会の事務局が所在し、選手を含む関係者が国内外から来訪しています。

⑤商業・レジャー施設

市内にはアウトレットモール、大型商業施設、ゴルフ場や管理釣り場などの多くの誘客施設があります。

⑥イベント

春には田沼初午祭やスプリングフラワーフェスティバル、夏にはさの秀郷まつり、たぬまふるさと祭り、くずう原人まつりや三轟山大文字焼きなどの夏らしいイベント、秋にはどまんなかフェスタ、佐野農業まつりやそばまつりなど産業や食をテーマとしたイベント、冬には唐澤山神社や佐野厄よけ大師での初詣といった四季折々の行事や催しに多くの観光客で賑わいます。

⑦特産品・食文化

本市は、平野部や山間部のそれぞれに適した農林業が営まれています。佐野ブランドとして認証されているかき菜、いちご、なしは本市の定番の特産品として、フルーツトマト、もも、わさび、しいたけは高品質な農林産物として高く評価されています。

佐野らーめん、いもフライ、そば、大根そば、耳うどんは佐野ブランド・ご当地グルメとして食の観光資源の中核的存在であり、内外を問わず、広く人気を得ています。

また、しんこまんじゅうに代表される各種和菓子、本市の良質な水によりつくられる地酒、野菜や果物をふんだんに使った地ソースなどは本市ならではの食文化として広く知られています。

このように、本市では、食の資源が豊富で人気が高く、内外の評価も高いものが多くあります。

⑧宿泊施設

民間営業の赤見温泉、東山温泉の旅館や市街地のビジネスホテルのほか、公営の体験型宿泊施設など各種の宿泊施設があります。

⑨道の駅

道の駅どまんなかたぬまは、市内観光に関する着地情報を発信する機能を持ちつつ、農産物や物産品の販売、レストラン、会議室やホールなどの借用施設、足湯、ふれあい広場やミニSLといった子ども向け施設など多種の機能を有する複合施設です。

地元住民に親しまれているだけでなく、多くの観光客が訪れることから、観光交流の重要な拠点であり、道の駅としては全国的な人気を誇ります。

⑩農村レストラン・農産物直売所など

市内中山間地域にはそれぞれの地域ごとにむらづくり推進協議会があり、その多くが農村レストランや農産物直売所を運営しています。

農村レストランは市内には6施設（蓬山レストラン、根古屋亭、菜蟲館、高齢者センター、憩い館、そば処「なのはな」）あり、地元産の粉を使ったそばや農産物を食することができます。

また、地域のむらづくり団体やJA佐野が運営する農産物直売所では、四季折々の新鮮な農産物が揃っており、旬の味を求める観光客で賑わいます。

JA佐野が関連する「佐野観光農園アグリタウン」は、農産物直売所やアイスクリーム加工販売、物産販売、いちご狩り、農業体験など、本市特産の新鮮な食材が揃う複合施設として高い人気を得ています。

4 観光振興に向けての課題

(1) 観光資源の活用、発掘

本市の観光素材となりえるものとして多くの景勝地や史跡などの有形のもののほか、郷土料理、特産品、文化や歴史など多くのものがありますが、それらを観光のための資源として活かしきれていないのが現状です。

また、例幣使街道、江戸街道、殿町通りなどの旧街道やその沿線に建つ多くの歴史的建造物などの歴史資源は、十分活用されないままになっています。

これは、観光資源としての価値が十分理解されていないことや、観光資源としての認識が市民や行政ともに未成熟であることに起因しています。

天明鋳物保存会のユネスコ未来遺産登録をはじめ、国内外に誇れるさまざまな資源を観光の視点で再発掘し、その活用を図る必要があります。

(2) 「おもてなしの心」の醸成

観光資源の重要な要素として、おもてなし＝人があります。市民による観光振興は、本市が目指す観光立市に大きく貢献するものであり、市民一人一人が「おもてなしの心」をもって観光客を受け入れることで、観光誘客の促進及びリピーターの確保、更には地域の活性化と産業の発展に繋がります。

地域の活性化と産業の発展は、更なる観光振興に貢献し、循環的な相乗効果を生み出します。

近年の観光ニーズは「見る」だけの観光ではなく、「体験型」、「交流型」や「学習型」の観光（着地型観光）が多く求められております。すなわち、今後において「おもてなしの心」はますます重要となり、その醸成を図るため、さまざまな活動や事業を講じる必要があります。

(3) 広域連携の推進

観光資源をより効果的に活用するためには、市単独では限界があります。広域的な観光資源に対し、関係団体、市民、行政が連携して誘客活動や資源活用に取り組むことが大きな原動力となり、より強力な観光推進を図ることができます。

例えば、複数の自治体をめぐる観光名所ツアーを旅行事業者と近隣自治体の関係団体、市民、行政が協働で参画することで、より魅力のあるツアーとなり、まちを挙げてのPRとおもてなしが可能となります。

現在、JR東日本により、旅行事業者、関係団体、行政が協働で誘客を行うデスティネーションキャンペーン（DC）活動を栃木県に誘致すべく、「本物の出会い栃木」をテーマに大規模な取り組みを行っています。

これらの取り組みを推進し、市民とともに観光誘客という共通の目的に向けた協働活動を進め、観光のまちづくりの気運を高める必要があります。

今後、提供された企画に“のる”“参加する”だけではなく、こちらから

“仕掛ける”“打って出る”ことも必要となります。

(4) 多様な情報発信

マルチメディアを活用した情報技術は高度化が進み、インターネットによる情報発信は現在では一般的なものとなっています。

一般社団法人佐野市観光協会が発信する観光情報の更なる利便性が求められており、また、ソーシャルネットワークサービス（SNS）などを活用した、情報発信の高速化が進んでいます。SNSの利用者は急速に増えており、これらの技術を積極的に活用していく必要があります。

また、情報は“話題性”がないと一方的に発信するだけの自己満足になりかねません。今後、提供する情報の価値や発信するターゲットの絞り込みを図り、そこでの最適な情報技術・手段を選択することも必要となります。

(5) 各種計画との連携

本計画は、佐野市総合計画後期基本計画のリーディングプロジェクトに位置付けた観光立市の構想を具体的に表現し、その進展を図るための考え方や戦略、政策を明らかにする基本的な計画です。

佐野市総合計画後期基本計画における個別計画となるものであるとともに、本市の各種計画と連携及び整合性を図りながら推進する必要があります。

■ 関連する主な計画

- ・ 佐野市シティプロモーション推進基本計画
- ・ 佐野市市民活動推進計画
- ・ 佐野市スポーツ立市推進基本計画
- ・ 佐野市都市計画マスタープラン
- ・ 水と緑と万葉のまち景観計画
- ・ 佐野市中心市街地活性化基本計画
- ・ 佐野市生涯学習推進基本構想・基本計画

5 計画の期間と目標

(1) 計画の期間

本計画の期間は、終期を佐野市総合計画後期基本計画の期間に合わせ、平成27年4月から平成30年3月までの3年間とします。

(2) 目標

佐野市観光立市推進基本計画（第1次）の成果を検証した結果、本市が観光振興に積極的に取り組んでいることを市民を含め内外に発信・アピールすることができたことや、本市において観光振興による地域活性化の枠組みや協働のまちづくり体制が形成されてきたことなどが、目に見える成果として現れてきました。とはいえ、観光立市を推進する“かたち（フレーム）”が構築されたにすぎません。

そこで、第2次計画においても、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりを目標として、次の施策に重点的に取り組みます。

- ① 魅力ある観光地の形成と国際観光の推進
- ② 観光の振興にかかわる人材育成とおもてなしの心の醸成
- ③ 観光客アップに向けた戦略
- ④ 観光産業の振興と地域の活性化
- ⑤ 市民・地域との連携強化

目標を具現化する一つの成果指標として、年間の観光入込客数1,000万人を目指し、「訪れてよかった、住んでみたい」と実感できるまちづくりを推進します。

6 施策体系



7 基本施策

佐野市観光立市推進基本計画（第1次）で定めた施策を項目ごとに見直しを行い、その枠組みを継承しながら市民、関連事業者、関係団体及び行政が一体となった施策を推進します。

（1）魅力ある観光地の形成と国際観光の推進

観光客は目的をもって観光地を来訪することが一般的です。観光地には、縦軸として目指す場所・施設があり、横軸としてソフト・コンテンツが備わっています。そこで、わかりやすい情報を提供したり、おもてなしの心を充実することなどにより、魅力ある観光地づくりを推進します。

①観光資源の整備

観光ニーズを把握しながら、市内においてどれを観光資源とするか、どの整備手法を選択するかなど、成果を見据えた施策の絞り込みを行います。それによって、場所に関わる整備やコンテンツを活かす環境整備を選択します。

まず、観光行動を踏まえ、観光客の利便性を考慮した、交通網や案内看板、観光施設、駐車場などの整備と維持管理を行います。特に本市の観光資源で強みとなる“食の資源”を活かすような環境整備を進めます。

また、フィルムコミッションに対応した施設の利便性向上を図ります。

中心市街地への誘客を図るため、まちなか活性化ビル「佐野未来館」などの関連施設の機能を充実します。

②新たな観光資源の開拓

本市には身近で当たり前のものであっても、その素晴らしさに気付かないまま、磨けば素晴らしい観光資源となりえるものが多数存在しています。例幣使街道や江戸街道とその沿線にたたずむ歴史的建造物は、今後の観光資源として大きな可能性を秘めています。また、天明鋳物で栄えた江戸期を偲ばせる地名など、ものづくりのまちを観光資源として継承・発展させる可能性も期待できます。それらの発掘されていない観光資源の発掘を推進するとともに、観光マーケットの開拓を推進します。

また、新たに創出される佐野ブランド、ご当地アイドルやご当地映画などを積極的に活用した事業を推進します。

③交通体系の整備

鉄道や高速バスを利用して来訪した観光客が利用する路線バスやレンタカーといった二次交通の利便性を向上させることにより、観光誘客の推進を図ります。併せて、交通拠点となる施設での情報発信やストーリー性といっ

た着地情報を充実することにより、市内の回遊促進を図ります。

また、自家用車を利用して来訪した観光客に対して、各地へのアクセス向上と、市域全体の一体的な活性化を図るため、道路ネットワーク整備を推進します。

さらに、歩行者の安全性を確保するために、道路と歩道の整備・管理による機能の充実を図ります。

④国際化への対応

外国語対応のパンフレットの提供や外国語表記の案内看板の設置及び公衆無線LANの整備により、海外からの観光客や国内在住の外国人を対象とした観光誘客を図ります。

また、“ハラル食”など、多様な価値観・文化へ対応する取り組みを推奨します。

(2) 観光の振興にかかわる人材育成とおもてなしの心の醸成

本市での観光を十分に満喫してもらうため、観光ボランティアガイドによる観光案内のサービス向上や、まちの駅の機能充実など、市民が主体となったおもてなしのサービス向上に努めます。

そこで、多くの市民が“おもてなし”を認識できるように、意識啓発や学習などの環境づくりに努めます。

(3) 観光客アップに向けた戦略

①民間事業者との連携強化

誘客による共通の利益を目的とした民間事業者と連携し、イベントなどの事業を実施することにより、効果の高い魅力ある観光資源の構築を目指します。また、具体的な連携方策を協働で取り組む環境づくりに努めます。

②広域観光の環境整備

広域での観光事業は大規模な観光キャンペーンを実施するための費用とリスクを分配でき、効果もより期待できます。

「北関東・新潟地域連携軸推進協議会」といった複数の自治体との連携や「両毛地域・東武鉄道観光誘客連絡会議」、「JR東日本DC誘致推進事業」といった民間事業者と広域行政が連携した事業により、全国規模での観光誘客を推進します。また、効果を想定しながら、こちらから仕掛ける機会づくりに努めます。

③効率的・効果的な観光PRの取り組み

観光PRの手法は、パンフレットや新聞、雑誌といった紙面、テレビやラジオ、デジタル機器を利用したマス・マルチメディア、ポスターなど掲示物

によるものと様々な形態があります。これらを発信するのは広報を担う機関や事業実施主体によるものです。関係する機関それぞれが情報を共有し連携することにより、より早く、より詳細な情報を発信することができます。

近年は、SNSを活用したりリアルタイム情報が手軽に入手できる社会となっています。発信元は多岐にわたりますが、有効なのは来訪者と市民です。これらの特性を有効に活用し、時宜を捉えた観光PR活動を積極的に推進します。

また、唐沢山城跡の国指定史跡化などの大きなニュースはあらゆる手法で情報を発信することで、より多くの観光誘客を目指します。

(ア) 佐野市のイメージ形成

本市は、平坦な市街地から緑豊かな山間地まで、奥行きのある深い市域を有し、自然、歴史、文化、味覚、来客の多い観光スポットなど、魅力的な資源により、市内全域で観光が楽しめます。

また、「さのらしさ」を追求した価値提案によって市民が誇りを持ち、来訪者の市内回遊促進と新規来訪者の獲得のための地域ブランドづくりを推進しています。

このほか、本市は天災や降雪量が少なく、高速自動車道や鉄道などの交通アクセスに恵まれ、1年を通して来訪しやすい環境が整っています。

情報発信の際は、このような佐野市のイメージも併せて発信し、観光客数アップに繋がります。

(イ) 観光客のニーズ調査

魅力ある観光地域を形成するためには、本市を訪れる人々が何を望んでいるのかを把握し、実際に反映させることが必要となります。

そこで、観光客の居住地、年齢、性別、移動手段、回遊先、消費額などについて、実態調査等を必要に応じて実施し、効果的な施策展開に反映できるように努めます。

(ウ) 情報媒体の活用

情報発信は、適切な情報媒体を活用し、適時に発信し、その効果を大きなものとするにします。

幅広く周知するためには、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌などのメディアに報道してもらうことが効果的であり、報道機関などに取り上げてもらえるよう働きかけます。

また、随時、適切な情報を提供するために、ホームページやSNSなど、マルチメディアを総合的に活用します。

さらに、観光客にとって、口コミ情報は有効性の高い情報であると言われており、「人」の活用も図ります。

(エ) キャンペーンによる情報発信

キャンペーンを展開する際は、その効果を大きなものにするため、100km圏内の人口の多い地域を対象にすることとします。

現在、東北自動車道と北関東自動車道の高速道路やJR両毛線と東武佐野線を活用した観光キャンペーンが展開されており、本市はこれらの活動に積極的に参画します。

(オ) 発地情報と着地情報

観光情報には、旅行前に入手する「発地情報（事前情報）」と、旅行先で到着後に入手する「着地情報（現地情報）」の2種類があります。

情報技術の進歩とともに、現在では、様々な情報商品が開発されており、メニューも豊富になってきているので、状況を踏まえて民間事業者との協働を検討します。

(a) 発地情報

観光客が旅行前に参考とするのは、インターネット、テレビ、ラジオ、新聞報道、ガイドブック、パンフレット、旅行雑誌、口コミ情報などが挙げられます。情報発信の際には、これらの媒体を活用するとともに、本市を訪れてみたいという動機付けができるよう取り組みます。

また、実際に本市を旅行先として決定してもらうためには、見どころ、見物・見学の好適時期、駐車場、食事、アクセス、移動手段、所要時間など、詳細な情報提供も考慮しなければなりません。この点についても観光客のニーズを満たすよう取り組みます。

(b) 着地情報

本市への来訪手段としては、自動車、高速バス、鉄道などが、また、市内間の移動は、自動車、バス、電車、自転車などが挙げられます。着地情報の提供場所については、これら移動手段の異なる観光客を意識する必要があります。

また、本市到着後には発地情報以上の詳細な情報提供が求められます。

これらのことから、市内主要スポットにはガイドブックなどの資料をはじめ、情報端末による情報取得のためのWi-Fiスポット整備を推進します。観光案内所においては、観光雑誌に紹介されている内容や現地の最新情報を提供し、観光客が満足感を得られる態勢整備を推進します。

④新たな誘客への取り組み

誘客の取り組みは、現在行われている情報発信やキャラバンなど以外にも無限大に考えることができます。

リーディングプロジェクトとして位置付けられている「スポーツ立市」の推進では、スポーツツーリズムによる誘客の促進に取り組むこととしており、

「観光立市」と連携した取り組みを推進します。

また、文化会館事業でのコンサート、フィルムコミッション活動による観光PR、「全国学びとまちづくりフォーラム」など、文化活動やコンベンション活動による誘客も有力な素材となります。関東圏や全国レベルでの会議や大会開催を本市に誘致するコンベンション事業の展開など、将来的な誘客に向けた調査・検討を進めます。

(4) 観光産業の振興と地域の活性化

①「佐野ブランド」化の推進

佐野ブランドキャラクター「さのまる」が平成25年度のゆるキャラグランプリにおいて優勝を果たしました。

また、佐野ブランド認証事業では、農産物や特産品、伝統工芸品など数多くの資源が「佐野ブランド」として認証されています。更に、佐野ブランド大使・ブランド姫を起用し国内からも高い評価を得ています。

「佐野ブランド」を積極的に活用し、本市の魅力や知名度を全国に発信するとともに、ブランド化推進により市民の郷土愛を深め、市民活動意欲の向上に繋がります。

②観光事業者との連携

JTBが発行している本市版の「るるぶ佐野」による情報発信、東武鉄道との連携による誘客キャンペーン、JR東日本と行うDC誘致推進など、大手旅行関連業者と連携した事業には継続して取り組みます。

また、新たな取り組みとして、昨今、国内において売り上げを伸ばしているランチパスポートの発行について、旅行雑誌関連業者と検討を進めます。

今後も旅行関連業者との連携する機会を積極的に設け、本市への観光誘客を推進します。

③様々な環境の整備

本市は首都圏から70Km圏内にあり、道路アクセスに恵まれ、日帰りでの旅行が可能です。

産業環境の整備を推進し、地場産業の発展と特産品や生産物のブランド化による観光振興を図ります。

また、市内で開催される自然観察会、グリーンツーリズムやエコツーリズムに位置付けられる観光環境の整備を推進します。

自然豊かな本市の最北部に位置する熊鷹山や三滝などは首都圏から来訪するハイカーから人気を得ています。林道や登山道の整備を進めることにより、観光客の利便性と安全性を確保し、山間地への誘客を図ります。

(5) 市民・地域との連携強化

本市の観光立市の推進を実現するため、市民、学識経験者や行政が協働で参画する事業や懇談会を実施するなど、産・学・民・官が一体となった活動を支援します。

おもてなしの心で観光客を迎えるまちづくりの主役は市民であることから、市民が中心となって行う活動を積極的に支援するとともに、より市民が発意・行動できるような環境づくりに努めます。

【資料編】

計画策定までの経過

日付	項目	内容
平成 26 年 11 月 10 日	第 1 回 佐野市観光立市庁内推進委員会部会	第 1 次計画期間における実績検証 第 2 次計画素案について 第 2 次計画策定スケジュールについて
平成 26 年 11 月 17 日	第 2 回 佐野市観光立市庁内推進委員会部会	第 2 次計画素案について
平成 26 年 11 月 26 日	第 1 回 佐野市観光立市庁内推進委員会	第 1 次計画期間における実績検証 第 2 次計画素案について
平成 26 年 12 月 4 日	第 1 回 佐野市観光立市推進基本計画策定委員会	委嘱状の交付 委員長・副委員長の互選 第 1 次計画期間における実績検証 第 2 次計画素案について
平成 26 年 12 月 18 日	第 2 回 佐野市観光立市推進基本計画策定委員会	第 2 次計画素案について

佐野市観光立市庁内推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 観光立市を実現することにより地域経済の活性化及び活力あふれた地域社会の創造を図るための施策（以下「施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、佐野市観光立市庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 観光立市の実現に関する基本的な計画（以下「計画」という。）又はその変更の素案の作成に関すること。
- (2) 施策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- (3) 施策の実施状況の管理に関すること。
- (4) 施策の評価及び改善に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施策の推進に関し必要があると認める事務

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は市長を、副委員長は副市長及び教育長を、委員は別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が定める順序でその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、施策に関する調査研究を行うため、部会を置く。

- 2 部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画又はその変更の素案を作成するための調査研究に関すること。
- (2) 施策に関する事例の調査研究に関すること。
- (3) 施策の実施状況の調査及び分析に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施策の推進に関し委員会が指定する事務

- 3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

- 4 部会長は観光立市推進課長を、副部会長は政策調整課長を、部会員は別表第2に掲げる職員をもって充てる。

- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。

- 6 副部会長は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第7条 部会は、施策に関する専門の事項の調査研究を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 施策に関する専門の事項の調査研究に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、施策に関する専門の事項に関し部会が指定する事務

3 専門部会は、市長が指名する職員をもって組織する。

4 専門部会に専門部会長を置き、専門部会員の互選によりこれを定める。

5 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。

6 専門部会長に事故があるとき、又は専門部会長が欠けたときは、その専門部会長があらかじめ指名する専門部会員がその職務を代理する。

7 第5条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは、「専門部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、観光スポーツ部観光立市推進課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年6月7日訓令第18号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総合政策部長 行政経営部長 市民生活部長 こども福祉部長 健康医療部長 産業文化部長 観光スポーツ部長 都市建設部長 教育総務部長

別表第2 (第6条関係)

都市ブランド推進室長 市民活動促進課長 交通生活課長 商工課長 企業誘致課長 農政課長 農山村振興課長 文化振興課長 スポーツ立市推進課長 都市計画課長 生涯学習課長

佐野市観光立市推進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 観光立市の実現に関する基本的な計画（以下「観光立市推進基本計画」という。）を策定するため、佐野市観光立市市内推進委員会設置要綱（平成21年佐野市訓令第15号）第1条に規定する佐野市観光立市市内推進委員会が作成した素案に関し調査及び検討を行うため、佐野市観光立市推進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、観光立市推進基本計画の原案を作成し、これを市長に提出する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 観光関係団体の推薦を受けた者
- (3) 農業関係団体の推薦を受けた者
- (4) 商工関係団体の推薦を受けた者
- (5) 観光に関するボランティア活動を行う団体の推薦を受けた者
- (6) 情報通信業に従事する者

(任期)

第4条 委員の任期は、観光立市推進基本計画の原案を市長に提出する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光スポーツ部観光立市推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

[佐野市観光立市推進基本計画策定委員会委員名簿]

No.	役職	氏名	備考(所属)
1	委員長	為 国 孝 敏	学識経験者
2	副委員長	野 部 武 典	観光関係団体(観光協会会員)
3	委員	椎 名 達 浩	観光関係団体(観光協会職員)
4	委員	川 田 裕 一	観光関係団体(道の駅)
5	委員	岡 部 孝 幸	農業関係団体
6	委員	吉 井 貴 子	商工関係団体(商工会議所会員)
7	委員	坂 井 正 巳	商工関係団体(商工会議所職員)
8	委員	橋 本 真 一	商工関係団体(商工会会員)
9	委員	土 澤 栄	商工関係団体(商工会職員)
10	委員	栗 原 登	観光ボランティア団体
11	委員	前 原 利 兼	情報通信業



佐野市 観光スポーツ部 観光立市推進課

〒327-0022 栃木県佐野市高砂町2794-1
(まちなか活性化ビル「佐野未来館」4階)
TEL.0283-27-3011 FAX.0283-22-8831
<http://www.city.sano.lg.jp>